

栄養成分表示の準備はお済みですか？

令和2年（2020年）4月1日以降に製造（又は加工・輸入）する

“あらかじめ容器包装に入れられた、消費者に販売される”

【加工食品・添加物】には、

栄養成分表示の**表示義務***があります！

※一部、表示が省略できる場合や表示を要しない場合があります。

平成27年4月にスタートした食品表示法により、消費者向けの加工食品及び消費者向けの添加物には、**栄養成分表示が義務付け**られました。

移行期間は**令和2年（2020年）3月31日まで**です。**令和2年（2020年）4月1日以降**に製造（又は加工・輸入）する場合には、**パッケージごとに**右下の【新表示例1・2】のような**定められたルールに従った**栄養成分表示をしなければなりません。（従わない場合は、食品表示法違反となります。）

また、食品表示基準の施行により、**栄養成分表示の方法や原材料表示、アレルギー表示等の方法も変更**されていますので、移行期間内に表示内容の見直しと変更が必要です。

今までの表示例

【例1】クッキー



栄養成分表示なし※

※従来は任意表示だったため、栄養成分表示をしないと可能でした。

【例2】ロースハム



栄養成分表示
1パック（50g）当たり

熱量	98kcal
たんぱく質	8.3g
脂質	7.0g
炭水化物	0.7g
ナトリウム	500mg

《主な変更点》

・今まで栄養成分表示をしていなかった場合は、新たに表示する必要があります。

・従来の表示方法の「ナトリウム」は、食品表示法では「食塩相当量」に換算して表示します！

令和2年（2020年）4月1日からの表示例

【新表示例1】クッキー



栄養成分表示
1袋（6枚）当たり

エネルギー	242kcal
たんぱく質	3.0g
脂質	12.4g
炭水化物	29.6g
食塩相当量	0.6g

【新表示例2】ロースハム



栄養成分表示
1パック（50g）当たり

熱量	98kcal
たんぱく質	8.3g
脂質	7.0g
炭水化物	0.7g
食塩相当量	1.3g

食品の表示に関する詳しい資料はこちら（東京都 食品衛生の窓）



栄養成分表示に関するお問合せは、所管の保健所へ
東京都多摩小平保健所 生活環境安全課 保健栄養担当 電話 042-450-3111